

○岡山県職員給与支給規則の運用について

(昭和26年11月6日岡人委第251号通知)

(沿革)

昭和26年12月22日第379号	昭和27年11月18日第956号
昭和28年 5月18日第385号	昭和29年 9月 2日第549号
昭和31年 1月30日第 42号	昭和33年 5月14日第203号
昭和35年 8月 1日第376号	昭和36年 1月31日第 41号
昭和36年12月19日第874号	昭和37年12月21日第672号
昭和38年12月24日第667号	昭和39年12月25日第532号
昭和40年12月28日第558号	昭和41年12月27日第515号
昭和42年12月26日第593号	昭和43年 4月 1日第 8号
昭和43年12月26日第774号	昭和44年12月23日第405号
昭和45年12月23日第412号	昭和46年12月22日第351号
昭和47年12月25日第368号	昭和48年10月19日第305号
昭和49年12月25日第331号	昭和50年12月25日第248号
昭和51年 4月 1日第 17号	昭和51年12月24日第233号
昭和52年12月27日第244号	昭和56年 3月25日第259号
昭和56年 5月18日第 53号	昭和60年 4月 1日第 1号
昭和63年 4月 1日第 8号	平成 元年 4月 1日第 7号
平成 4年 3月27日第355号	平成 7年 3月17日第369号
平成13年 3月30日第318号	平成14年 3月19日第276号
平成15年 4月 1日第 3号	平成16年 4月 1日第237号
平成19年12月25日第161号	平成20年 2月 1日第191号
平成20年 9月26日第100号	平成22年 3月17日第182号
平成26年 7月 4日第 76号	平成29年 3月21日第267号
平成30年 3月 6日第302号	令和 4年 2月25日第339号
令和 4年 3月28日第359号	令和 7年 3月21日第344号 改正

第2条関係

- 一 「休日」には、所轄庁の事務が現実に停止する日を含むものとする。
- 二 給料は、その支給日に職員が現実に支給を受けることができるよう処理しなければならない。

第3条関係

- 一 「離職」とは、失職、懲戒免職及び退職（辞職、免職等失職及び懲戒免職以外のすべての退職をいう。）をいう。
- 二 「その際支給する」とは、支給の事由を生じた日以後計理上処理できる限り速やかに支給することをいう。

- 三 国又は他の地方公共団体等に勤務していた者が、離職と同日付で新たに職員となつた場合、発令当日の給料をその者が従前所属していた官公署から支給されているときは、発令の翌日から支給する。
- 四 昇給、昇格等による追給の場合は、本条の規定に準じて取り扱うものとする。
- 五 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）第7条第2項の規定は、退職以外の離職の場合は、その日の前日まで給料を支給する趣旨である。
- 六 岡山県職員給与条例第7条第3項の「その月まで給料を支給する。」とは、死亡した者が、その月の末日に死亡したものとした場合に受けることとなる給料を支給することをいう。

第4条関係

- 一 「支給義務者を異にして移動した場合」とは、職員の給料の支出について定められた予算上の科目を異にして移動した場合をいうものとする。
なお、その他の場合においても必要と認めるときは、本条の規定に準じて取り扱つて差し支えない。
- 二 「週休日」とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定による週休日をいい、休日を含まない。
- 三 週休日が休日と重なつた場合においても、週休日として取り扱うものとする。

第5条関係

- 一 「その他これらに準ずる非常の場合」とは、やむを得ない事情により1週間以上にわたつて帰郷する場合等があり、具体的な事例については任命権者が必要と認める場合とする。

第7条の4関係から第11条関係まで 削除

第12条及び第13条関係

育児休業条例第25条又は勤務時間条例第9条の2第3項（同条例第9条の3第3項及び第9条の4第3項において準用する場合を含む。）に規定する給与の減額方法については、これらの規定の例による。

第14条関係

- 一 時間外勤務手当の取扱いは次の例による。
 - 1 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務したときは、その日の時間外勤務として取り扱う。
 - 2 支給割合を異にする時間外勤務に対する時間外勤務手当は、それぞれ岡山県職員給与条例第15条の規定により算出した額の合計額を支

給金額として支給するものとする。

二 休日勤務手当の取扱いは次の例による。

- 1 休日勤務手当は、休日等における正規の勤務時間中に実際に勤務した時間に対して支給される。休日等において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当が支給される。
- 2 休日と週休日とが重なった日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。
- 3 1 勤務が2日にまたがる勤務でその1日が休日等に当たるときの休日勤務手当は、休日等に当たる日の勤務に対してのみ支給する。

三 時間外勤務手当と夜間勤務手当との関係は次のとおりである。

夜間勤務手当は、正規の勤務時間として勤務した場合に限り支給されるものであるから、正規の勤務時間を超える勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間において勤務した場合には、その勤務に対しては、夜間勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。

四 岡山県職員給与条例第15条第4項に規定する正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、これらの勤務時間外に勤務した時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた日後に同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあつた職員に対して、勤務時間条例第3条の2第1項の規定により同項に規定する時間外勤務代休時間を指定する場合の時間外勤務手当の額の算定に当たっては、岡山県職員給与条例第15条第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間については、同条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間から順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あつたときは、同項の規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間から順次当該時間外勤務代休時間の支給に係る時間とされたものとする。

五 人事委員会が別に定める様式による時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務実績簿は、様式第1号のとおりとする。

第16条関係

- 一 勤務1時間当たりの給与額算出の場合、銭位未満の端数を生じたときは、銭位に充たしめる。

第17条関係

- 一 第1項各号に掲げるものに該当するものがない場合は、民法の規定するところによる。

- 二 給与の支給を受ける同順位の者が2人以上ある場合、その中の1人を総代人として支給を受けることは差し支えない。

その他の事項

- 一 給料及び諸手当の支給に関し、その支給金額に1円未満の端数がある場合等の取扱いについては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定するところによる。
- 二 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務実績簿中の確認欄は、警察職員にあつては、本部各課、各隊、科学捜査研究所及び警察学校においてはそれぞれ次長、副隊長、所長補佐、副校長、警察署においては副署長の確認によるもので差し支えない。

時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務実績簿

所属コード		勤 務 公 署 名								職 名		給 料 表		級 ・ 号 給		職 員 番 号		氏 名														
所属 長の 確認	年月日	曜日	勤 務 の 事 由 及 び 事 務 内 容	課 班 長 の 確認	勤務の区分																			登退庁時刻	確認							
					時間外勤務														時間外勤務代休時間の勤務				休 日 勤 務			夜 間 勤 務						
					$\frac{125}{100}$	$\frac{150}{100}$	60H 前	+25 (125)	+15 (135)	+50 (100)	$\frac{135}{100}$	$\frac{160}{100}$	$\frac{175}{100}$	+25 (150)	+15 (160)	+50 (125)	$\frac{25}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{100}{100}$	累計		+25	+15			+50	$\frac{135}{100}$	$\frac{25}{100}$				
					時間 分 ・	時間 分 ・					時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・				時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・					時間 分 ・	時間 分 ・	時 分 ・	時 分 ・	時 分 ・	時 分 ・		
					・	・					・	・	・				・	・	・	・					・	・	・	・	・	・	・	
					・	・					・	・	・				・	・	・	・					・	・	・	・	・	・	・	
					・	・					・	・	・				・	・	・	・					・	・	・	・	・	・	・	
					・	・					・	・	・				・	・	・	・					・	・	・	・	・	・	・	
					・	・					・	・	・				・	・	・	・					・	・	・	・	・	・	・	
					・	・					・	・	・				・	・	・	・					・	・	・	・	・	・	・	
					・	・					・	・	・				・	・	・	・					・	・	・	・	・	・	・	
計					時間 分 ・	時間 分 ・					時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・				時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・	時間 分 ・					時間 分 ・	時間 分 ・						

注：確認欄は，警備員，日宿直勤務者，守衛等が確認し、その旨を示すこと。

